
アスピラーG
法規制資料

クリアライト工業株式会社

承認		担当者

1. アスピラーG の法規制

労働安全衛生法 (1) 有機溶剤中毒予防規則 (2) ラベル表示義務と SDS 交付義務の対象物質 (リスクアセスメントの実施義務の対象物質)	非該当
PRTR 法	非該当
消防法	指定可燃物 可燃性固体類 (187 缶保管可)

2. アスピラーG の法規制に対する解説

2. 1 労働安全衛生法

2. 1. 1 有機溶剤中毒予防規則

本製品は、発がん性のおそれがある塩化メチレン等の労働安全衛生法の有機溶剤中毒予防規則（有機則）の対象となる 54 種類の有機溶剤を含んでいません^{注1}。そのため、有機溶剤作業主任者等を選任する必要がありません。

注 1) 有機則の対象となる 54 種類の有機溶剤は <http://www.gcaj.or.jp/roudou/file/yuki.pdf> の 3 ページ目を参照してください（2018 年 7 月現在）。

2. 1. 2 ラベル表示義務と SDS 交付義務の対象物質

本製品には、多くの環境対応型塗膜剥離剤に含まれている n-メチル-2-ピロリドン（NMP）等の、労働安全衛生法施行令別表第 9 及び別表第 3 第 1 号に掲げる、ラベル表示義務と SDS 交付義務の対象物質は含んでいません（2018 年 7 月時点）。対象物質を含んでいる場合は、リスクアセスメントの実施が義務付けられています。対象物質は、下記アドレスを参照してください。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>

なお、安全データシート（SDS）には、「15.適用法令」の「名称等を通知すべき危険物及び有害物」「通知対象物質」などと記載されている欄に対象物質名が記載されています。

2. 2 PRTR 法

PRTR 法に該当する化学物質を含んでいないため、化学物質の環境への排出量・移動量を把握する必要がありません。PRTR 法に関する詳細は、下記アドレスを参照してください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/

2. 3 消防法

消防法上の指定可燃物 可燃性固体類に該当します。指定数量の 3,000 kg(187 缶)までは消防署に届出なしで取扱えます。

以上